

○国立大学法人埼玉大学基金規則

〔平成25年9月26日〕
規則第13号

改正 平成28. 9. 29 28規則7 令和元. 10. 21 元規則29
令和3. 10. 28 3規則16

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学（以下「埼玉大学」という。）に、埼玉大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、埼玉大学が掲げる「基本方針」の下に行う、機能強化等将来構想の実現に向けた戦略事業等の推進を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 埼玉大学の教育・研究活動及び学生支援事業の支援
- (2) 埼玉大学の国際交流事業の支援
- (3) 埼玉大学の社会連携事業の支援
- (4) 埼玉大学の特定重点事業の支援
- (5) その他基金の目的達成に必要な事業

(特定基金)

第4条 基金は、特定の事業の支援に供する基金として、特定基金を置くことができる。

- 2 特定基金は、基金とは、区別して経理しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、特定基金に関しては、別に定める。

(謝意)

第4条の2 本学は、基金への寄附者に対し謝意を表明する。

- 2 前項に規定する謝意の表明に関し必要な事項は、別に定める。

(基金運営会議)

第5条 基金の運営に関する基本的事項を審議、決定するために基金運営会議を置き、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員総数は、10名程度とする。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事及び副学長
 - (3) 埼玉大学同窓会役員を含む学外の有識者
- 2 前項第3号に掲げる委員は、学長が委嘱する。
 - 3 第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 基金運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した委員がこれに代わる。

(運営委員会)

第6条 基金の運営に関する具体的事項を審議するため、基金運営会議の下に、基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事及び副学長

(2) 委員長が指名する教職員

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員のうちから、学長が指名する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。

5 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 基金の募集に関する企画・立案

(2) 基金に関する予算・決算案

(3) 基金の事業計画案

(4) 基金への寄附の受入れに関する審査及び受入れの決定

(5) 基金への寄附者に対する謝意の表明並びに称号の授与及び取消しに関する
こと。

(6) その他基金の運営に関すること。

(基金への寄附の受入れ及び経理事務の取扱い)

第7条 基金への寄附の受入れ及び経理事務の取扱いは、国立大学法人埼玉大学奨学寄付金受入規則によるもののほか、必要な事項は学長が定めるものとする。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(基金室)

第9条 基金の運営に関する事務を処理するため、基金室を置く。

2 基金室の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年9月26日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学発展基金規則（平成18年規則第80号）は、廃止する。

3 この規則施行の際、現に存する国立大学法人埼玉大学発展基金は、この規則の

基金として承継する。

附 則（平成28. 9. 29 28規則7）

この規則は、平成28年9月29日から施行する。

附 則（令和元. 10. 21 元規則29）

1 この規則は、令和元年10月21日から施行する。

2 この規則施行後、第5条第1項第3号に規定する最初の学外有識者の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則（令和3. 10. 28 3規則16）

この規則は、令和3年10月28日から施行する。